

病床数適正化支援事業について

1 事業の概要

- ・医療機関の経営状況の急変に対応する国の緊急支援パッケージとして令和6年度補正予算により事業化された。（詳細は別添「資料2」を参照。）
- ・病床数の適正化（病床（現時点で診療の用に供されていない病床）の削減）を進める医療機関に給付金（減床1床あたり4,104千円）を支給する。なお、医療機関の経営状況に応じて削減する病床数が配分されるため、医療機関ごとの情報は公表されない。
- ・経営環境が厳しい医療機関を緊急で支援することが目的であり、地域医療構想との整合性を求めるものではなく、地域での合意（医療対策協議会等における協議）は必要ない。

2 群馬県への国の内示

- ・群馬県の要望額約30億円（753床分）に対し、国の内示は約4億円（100床分）
（全国の要望額約2千億円（約5万床）に対し、国の内示は約294億円（約7千床））
- ・医療圏ごとの対象病床数は下表のとおり（対象となった医療機関の情報は非公表）

医療圏	対象病床数			計
	一般病床		精神病床	
	病院	診療所		
前橋	7床	2床	0床	9床
伊勢崎	0床	0床	6床	6床
渋川	0床	0床	10床	10床
高崎・安中	12床	1床	0床	13床
藤岡	0床	0床	0床	0床
富岡	2床	0床	0床	2床
吾妻	14床	2床	0床	16床
沼田	11床	0床	0床	11床
桐生	15床	1床	0床	16床
太田・館林	8床	0床	9床	17床
計	69床	6床	25床	100床

※上表は国の内示に基づき対象となる病床を医療機関ごとに配分したものであり、実際の申請状況等によっては削減数に変更になる場合がある。

- ・対象となった医療機関が給付金の支給を受けるためには、令和7年9月末までに病床を削減する必要がある。

1 事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援

2 事業内容

令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に病床数の削減を行う病院又は有床診療所（令和7年9月末時点で廃院していない。）に対して給付金を支給

3 対象となる病床

一般病床、療養病床及び精神病床 * 休床を含む

※次に該当する場合は対象外

- ①産科・小児科病床の削減
- ②同一開設者による病床融通
- ③事業譲渡による削減
- ④病床種別の変更によるもの（病床数の減を伴わないもの）
- ⑤特例病床により増床した病床の削減
- ⑥既存病床の算定から除外される病床の削減

4 支給額

削減病床 1 床当たり4,104千円 * 予算の範囲内で支給するため申請どおり支給されない場合あり

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。**

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

(交付額) 病院(一般病床・療養病床・精神病床)・有床診：4,104千円/床

支給対象

(支給対象) (※1)

- ・ 予算成立日(令和6年12月17日)以降、令和7年9月末までに病床数を削減
- ・ 令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと(※2)

(※1) 令和7年度への繰越しが認められた場合 **調整中**

(※2) 地域医療構想に基づく再編統合は除く

(算定除外)

- ・ 産科・小児科病床の削減
- ・ 同一開設者による病床融通
- ・ 事業譲渡による削減
- ・ 病床種別の変更によるもの(病床数の減を伴わないもの)
- ・ 特例病床により増床した病床の削減
- ・ 既存病床の算定から除外される病床の削減

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内**で国から都道府県に配分を行う



令和7年度桐生保健医療圏における医療機能等の現況

1 地勢、人口

(1) 地勢

本県の東端部に位置し、桐生市及びみどり市の2市により構成されている。県内4つの保健医療圏（前橋、伊勢崎、沼田、太田・館林）と隣接するとともに、栃木県の2つの保健医療圏（両毛、県西）とも隣接している。

(2) 人口

医療圏別の人口・人口密度は、ともに上から5番目・6番目であり、10医療圏における中位である。

当医療圏の人口は平成17年をピークに減少している。一方で65歳以上の人口割合は、毎年増加傾向にあり、県全体を上回っている。特に桐生市は、県内12市の中で最も高い割合となっている。

	桐生保健医療圏	県全体	県全体に占める割合(%)
面積 (km ²)	482.9	6,362.3	7.6
人口 (人)	147,193	1,889,525	7.8
人口密度 (人/km ²)	304.8	297.0	—
0～14歳人口割合(%)	9.2	10.9	—
65歳以上人口割合(%)	35.5	31.3	—

出典：群馬県「群馬県年齢別人口統計調査結果」（令和6年10月1日時点）

2 医療機能の現状

(1) 医療機関数

人口10万人当たりの医療機関数について、病院、一般診療所及び歯科診療所ともに県全体を上回っている

区分	桐生保健医療圏		県全体	
	医療機関数	人口10万人当たり	医療機関数	人口10万人当たり
病院	12	8.2	127	6.7
一般診療所	130	88.3	1,564	82.8
歯科診療所	93	63.2	967	51.2

(令和7年3月31日時点)

(2) 病床数

令和7年3月末における当医療圏の既存病床数は、基準病床数を上回っているため、原則として新たな病床の整備は困難な状況にある。

なお、人口10万人当たりの療養病床は、県全体の1.7倍程度の整備状況となっている。また、県全体に比べて一般病床は同程度であるが、精神病床は少ない。

保健医療計画 (令和6年4月1日施行)		令和7年3月31日時点				
基準病床数 (A)	既存病床数	既存病床数			差 (B-A)	(参考) 特定病床数
		合計(B)	一般病床	療養病床		
1,273	1,581	1,581	1,068	513	308	59

病床数 病床区分		桐生保健医療圏		県全体	
		病床数	人口10万人当たり	病床数	人口10万人当たり
一般・療養	基準病床数	1,273	864.9	16,001	846.8
	既存病床数	1,581	1,074.1	17,229	911.8
	一般病床数	1,068	725.6	13,366	707.4
	療養病床数	513	348.5	3,863	204.4
精神病床 (既存病床数)		286	194.3	4,977	263.4
結核病床 (既存病床数)		-	-	65	3.4
感染症病床 (既存病床数)		4	2.7	52	2.8

※精神、結核、感染症の病床数は全県一区

(令和7年3月31日時点)

(3) 介護老人保健施設及び特別養護老人ホームの定員数

10万人当たりの介護老人保健施設（介護療養型老人保健施設を含む。）定員数及び特別養護老人ホーム定員数は、いずれも県全体に比べて多い

施設区分 定員		桐生保健医療圏		県全体	
		定員数	人口10万人当たり	定員数	人口10万人当たり
介護老人保健施設		620	421.2	6,516	344.8
特別養護老人ホーム		1,223	830.9	12,977	686.8

(令和7年4月1日時点)

(4) 病床利用率

当医療圏の全体の病床利用率は、県全体と同程度である。
 一般病床及び療養病床は県全体の病床利用率と同程度であるが、精神科病院病床については9割を超え、病床がほぼ満床となっている。

施設区分	病床利用率	桐生保健医療圏	県全体	県全体との差
総数		79.2	77.5	1.7ポイント
精神科病院		97.7	87.9	9.8ポイント
一般病院		76.2	75.8	0.4ポイント
一般病床		71.3	70.2	1.1ポイント
療養病床		87.1	84.7	2.4ポイント
精神病床		-	91.4	-
結核病床		-	29.6	-
感染症病床		41.6	451.1	▲ 409.5ポイント

出典：健康福祉統計年鑑(令和7年刊行)(令和4年)

(5) 平均在院日数

当医療圏の平均在院日数は、感染症病床を除き、県全体に比べて各種病床とも長くなっている。

施設区分	平均在院日数	桐生保健医療圏	県全体	県全体との差
総数		39	28	11
精神科病院		530	267	263
一般病院		33	24	9
一般病床		22	17	5
療養病床		141	105	36
精神病床		-	355	-
結核病床		-	77	-
感染症病床		7	11	▲ 4

出典：健康福祉統計年鑑(令和7年刊行)(令和4年)

(6) 救急医療

ア 初期救急医療機関

桐生市医師会による休日当番医制を実施している。夜間急患については桐生市医師会による平日夜間急病診療所が対応している。

イ 二次救急医療機関

群馬県保健医療計画の基準を満たし、計画に掲載している当医療圏の二次救急医療機関は、5か所（令和6年4月1日時点）である。

ウ 救急告示医療機関、救急協力医療機関

当医療圏では3か所の病院が救急告示医療機関の認定（令和5年2月1日）を受け、2か所の病院が救急医療協力機関に指定（令和5年6月1日）されている。

エ 小児救急

初期救急については、桐生市医師会による休日当番医制及び平日夜間急病診療所が対応している。夜間及び休日日中の二次救急については県の小児救急医療支援事業により、東毛圏域（桐生及び太田・館林保健医療圏）の2病院（令和6年3月現在）の輪番制で365日対応している。

(7) 災害医療

当医療圏では、災害時における医療提供体制の中心的な役割を担う「地域災害拠点病院」が1か所整備されている。

災害拠点病院は、高度な診療機能・被災地からの重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を備える。

医療機関名	DMATチーム数
桐生厚生総合病院	3

(8) 在宅医療

在宅医療の担い手である当医療圏における人口10万人当たりの施設数は、県全体に比べ、在宅療養支援診療所は同程度、在宅療養支援歯科診療所、訪問看護ステーション及び訪問薬剤指導を実施する薬局は多い。

区分	施設数	桐生保健医療圏		県全体	
		施設数	人口10万人当たり	施設数	人口10万人当たり
在宅療養支援診療所	19	12.9	257	13.6	
在宅療養支援歯科診療所	8	5.4	78	4.1	
訪問薬剤管理指導を実施する薬局	19	12.9	215 ～223	11.4 ～11.8	
訪問看護ステーション	31	21.1	371	19.6	

※「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関する苦ドライン」により、集計数が少数の場合に非公開となる情報が含まれるため、公開情報から推定される範囲の数値を記載

出典：関東信越厚生局施設基準の届出状況(令和7年4月1日現在)
医療計画作成支援データベース(令和6年時点)
群馬県健康福祉部介護高齢課提供(訪問看護ステーション数(令和7年4月時点))

3 入院患者の状況

(1) 入院患者数

一日における当医療圏の医療機関の入院患者数を人口10万人当たりで比べると、当医療圏では県全体より約150人多くなっている。

区分	施設数	桐生保健医療圏		県全体	
		施設数	人口10万人当たり	施設数	人口10万人当たり
総数	1,742	1,132.5	18,888	980.5	
病院	1,693	1,100.6	18,540	962.5	
診療所	49	31.9	348	18.1	

出典：令和3年群馬県患者調査

(2) 入院患者における流出患者割合、流入患者割合

当医療圏に居住する患者のうち、他医療圏の医療機関に入院した患者は23.0%であり、前橋保健医療圏（8.7%）、太田・館林保健医療圏（6.5%）、伊勢崎保健医療圏（5.4%）等への流出がある。

また、当医療圏の医療機関に入院した患者のうち、他医療圏に居住する患者は20.7%であり、県外（6.8%）、太田・館林保健医療圏（7.5%）、伊勢崎保健医療圏（2.7%）、前橋保健医療圏（2.4%）等からの流入がある

区分	割合	流出患者割合(%)	流入患者割合(%)
入院患者		23.0	20.7
一般病床		24.4	21.5
療養病床		8.7	20.6

出典：令和3年群馬県患者調査

(3) 疾病別入院患者割合

ICD10疾病分類別の入院患者構成割合では、当医療圏は県全体の疾病分類別構成と概ね一致している。

ICD10疾病分類		桐生保健医療圏(%)	県全体(%)
1	感染症及び寄生虫症	1.0	1.4
2	新生物	10.4	9.6
3	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.6	0.6
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	2.6	2.2
5	精神及び行動の障害	18.1	22.8
6	神経系の疾患	7.6	7.5
7	眼及び付属器の疾患	0.8	0.5
8	耳及び乳様突起の疾患	0.2	0.2
9	循環器系の疾患	16.4	16.1
10	呼吸器系の疾患	8.2	7.2
11	消化器系の疾患	6.5	5.4
12	皮膚及び皮下組織の疾患	0.5	1.1
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.6	6.2
14	腎尿路生殖器系の疾患	6.0	4.8
15	妊娠、分娩及び産じょく	0.9	1.5
16	周産期に発生した疾患	0.7	0.6
17	先天奇形、変形及び染色体異常	0.5	0.6
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.3	0.5
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	11.6	10.6
21	健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用	0.1	0.2
22	特殊目的コード (新型コロナウイルス感染症(疑いを含む))	0.3	0.3
不詳		0.0	0.1

※「20 傷病及び死亡の外因」は疾病でないため集計対象外

出典：令和3年群馬県患者調査

(4) 死因別死亡数

当医療圏の死亡割合を死因別に見ると、当医療圏は県全体の死因別構成と概ね一致している。

順位	死因・割合	桐生保健医療圏 (%)	県全体 (%)
第 1 位	悪性新生物	22.6	悪性新生物 22.6
第 2 位	心疾患	14.2	心疾患 14.7
第 3 位	老衰	11.2	老衰 10.4
第 4 位	脳血管疾患	7.2	脳血管疾患 7.1
第 5 位	肺炎	4.2	肺炎 5.7

出典：令和5年群馬県人口動態統計概況(確定数)

